



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年9月18日(火) 第9635号

目次

	ページ
告 示	
○道路の区域変更(道路管理課)	2
○一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正(会計課)	2
○同	2
○同	3
公 告	
○都市計画道路の変更に係る縦覧(都市計画課)	3
○同	3
正 誤	
○平成29年8月25日教育委員会告示第5号(文化財保護課)	3

■ 告 示

◎群馬県告示第262号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年9月18日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	145号	吾妻郡東吾妻町大字松谷字長坂949番の2地先から同郡同町大字同字二本木881番の1地先まで	前	17.5～24.4	36.0
			後	14.7～24.4	34.1

◎群馬県告示第263号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示(平成3年群馬県告示第355号)の一部を次のように改正し、平成30年8月24日から適用する。

平成30年9月18日

群馬県知事 大澤 正 明

「前橋市役所職員互助会 前橋市大手町二丁目12-1(前橋市役所内)」を「前橋市役所職員互助会 前橋市山田俊介 前橋市千代田町二丁目2-1(前橋市役所内)」に、「群馬県庁生活協同組合 前橋市上細井町2142-1(前橋合同目7-10(行政書士ふくろう事務所))」に、山田俊介 前橋市上小出町一丁目22-4 ポム・ドゥ・パン1 庁舎内) A(行政書士ふくろう事務所)」を「群馬県庁生活協同組合 前橋市上細井町2142-1(前橋合同庁舎内)」に改める。

◎群馬県告示第264号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示(平成3年群馬県告示第355号)の一部を次のように改正し、平成30年8月30日から適用する。

平成30年9月18日

群馬県知事 大澤 正 明

「合資会社ハピネス 利根郡みなかみ町川上102-1(セブンイレブン群馬みなかみ町店) 株式会社田中設計 利根郡みなかみ町湯原458-24」を「合資会社ハピネス 利根郡みなかみ町川上102-1(セブンイレブン群馬みなかみ町店)」に改める。

◎群馬県告示第265号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、平成30年9月1日から適用する。

平成30年9月18日

群馬県知事 大澤 正 明

「大栄測量設計有限公司 前橋市南町三丁目52-6
有限公司ヒラノエンタープライズ 前橋市上佐鳥町303-3（セーブオン前橋上佐鳥店）」を「大栄測量設計有限公司 前橋市南町三丁目52-6」に改める。

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、高崎都市計画道路を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

平成30年9月18日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 高崎都市計画道路 3・3・59号中央幹線
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 高崎市棟高町、三ツ寺町及び保渡田町地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県高崎土木事務所、高崎市都市整備部都市計画課及び高崎市群馬支所建設課
- 4 縦覧期間 平成30年9月18日から同年10月2日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、箕郷都市計画道路を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

平成30年9月18日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 箕郷都市計画道路 3・5・11号箕郷幹線
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 高崎市箕郷町上柴及び箕郷町下芝地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県高崎土木事務所、高崎市都市整備部都市計画課及び高崎市群馬支所建設課
- 4 縦覧期間 平成30年9月18日から同年10月2日まで

■ 正 誤

○告示正誤

平成29年8月25日群馬県教育委員会告示第5号(群馬県指定重要文化財の指定)

発行番号	ページ	行	誤	正
9528	4	31	前橋市総社町1584-1	前橋市総社町総社1584-1

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111